

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇二十四 略〕</p> <p>二十五 適格格付機関 金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付並びに適格格付業者の格付に対応する区分及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件（平成二十三年金融庁告示第十三号）第一条の規定により、同条に規定する川上連結告示第一条第十四号の規定に基づき適格格付機関として金融庁長官が別に指定する者として定める銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）</p> <p>第二条各号に掲げる格付機関をいう。</p> <p>〔二十六〇四十二 略〕</p> <p>四十三 中小企業等 最終指定親会社等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。</p> <p>イ 最終指定親会社等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行つており、かつ、当該信用供与等が、次の(1)又は(2)に掲げる最終指定親会社等の区分に</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〇二十四 同上〕</p> <p>二十五 適格格付機関 金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件（平成二十三年金融庁告示第十三号）第一条の規定により、同条に規定する川上連結告示第一条第十四号の規定に基づき適格格付機関として金融庁長官が別に指定する者として定める銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等にに基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）</p> <p>第二条各号に掲げる格付機関をいう。</p> <p>〔二十六〇四十二 同上〕</p> <p>四十三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p>

応じ、当該(1)又は(2)に定めるものに該当するものであること。

(1) 「略」

(2) 標準的手法を採用する最終指定親会社等 連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項の中堅中小企業等向けエクスポージャー(同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)

ロ 「略」

〔四十四～七十七 略〕

(レベル1資産)

第八条 次に掲げる資産(以下「レベル1資産」という。)が第十三条の規定により適格レベル1資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

〔一・二 略〕

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等(債券、為替手形その他これらに類するものをいう。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔イ・ニ 略〕

〔四・五 略〕

2 「略」

(レベル2 A資産)

第九条 次に掲げる資産(レベル1資産を除く。以下「レベル

(1) 「同上」

(2) 標準的手法を採用する最終指定親会社等 連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項の中小企業等向けエクスポージャー(同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)

ロ 「同上」

〔四十四～七十七 同上〕

(レベル1資産)

第八条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等(債券、為替手形その他これらに類するものをいう。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔イ・ニ 同上〕

〔四・五 同上〕

2 「同上」

(レベル2 A資産)

第九条 「同上」

2 A資産」という。)が第十三条の規定により適格レベル2 A資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、八十五パーセントとする。

一 「略」

二 事業法人等(金融機関等の子会社又は関連会社を除く。

次条第一項第三号及び第四号において同じ。)が発行する社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンド(最終指定親会社等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの
イ 「略」

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 最終指定親会社等の内部格付手法において当該社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されているレコードが、適格格付機関告示第三条第六号又は第七号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1又は5-1に該当するエクスポージャーに係るレコードに相当するものであること(個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。)

〔ハ・ニ 略〕

2 「略」

(レベル2 B資産)

第十条 次の各号に掲げる資産(レベル1資産及びレベル2 A資産を除く。以下「レベル2 B資産」という。)が第十三条

一 「同上」
二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 最終指定親会社等の内部格付手法において当該社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されているレコードが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1又は5-1に該当するエクスポージャーに係るレコードに相当するものであること(個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。)

〔ハ・ニ 同上〕

2 「同上」

(レベル2 B資産)

第十条 「同上」

の規定により適格レベル2 B資産として取り扱われる場合の
適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 住宅ローン担保証券であつて、次に掲げる要件の全てを
満たすもの 七十五パーセント

「イ・ホ 略」

へ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項
の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当する
もの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格
格付機関告示第三条第六号又は第八号イの表に定める
信用リスク区分をいう。同項において同じ。）に対応
する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付機関の
格付がAAA-又はAa3であるものを除く。）である
こと。

(2) 「略」

「ト・チ 略」

二 「略」

三 事業法人等が発行する社債又はコマ・シヤル・ペーパー
であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パー
セント

「イ・ロ 略」

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)・(2) 略

(3) 最終指定親会社等の内部格付手法において当該社債
又はコマ・シヤル・ペーパーに対して付与されている
PCDが、適格格付機関告示第三条第六号又は第七号に
定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1、4-

一 「同上」

「イ・ホ 同上」

へ 「同上」

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項
の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当する
もの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格
格付機関告示第三条第四号又は第六号イの表に定める
信用リスク区分をいう。次条第一項において同じ。）
に対応する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付
機関の格付がAAA-又はAa3であるものを除く。）
であること。

(2) 「同上」

「ト・チ 同上」

二 「同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1)・(2) 同上

(3) 最終指定親会社等の内部格付手法において当該社債
又はコマ・シヤル・ペーパーに対して付与されている
PCDが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に
定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1、4-

2 若しくは4―3又は5―1若しくは5―2に該当するエクスポージャーに係る「C」に相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ニ・ホ 略〕

四 「略」

2 「略」

（格付区分）

第十一条 「略」

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第七号又は第八号の表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

「表略」

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十条 第四十八条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、最終指定親会社等が契約に基づき行う信用保証（連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表の第二号に掲げる短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表の第四号に掲げる特定の取引に係る偶発債務及び同表の第六号に掲げる信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。第九十八条第二号において同じ。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 若しくは4―3又は5―1若しくは5―2に該当するエクスポージャーに係る「C」に相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ニ・ホ 同上〕

四 「同上」

2 「同上」

（格付区分）

第十一条 「同上」

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第五条第五号又は第六号の表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

「同上」

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十条 第四十八条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、最終指定親会社等が契約に基づき行う信用保証（連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表の二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。第九十八条第二号において同じ。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(デリバティブ資産の額)</p> <p>第八十七条 第八十五条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）を合計した額（以下この条において「合計額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等にあつては、同項第二号に掲げるデリバティブ資産の額を、当該合計額からデリバティブ取引等に関連して現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とすることができる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 変動証拠金として受領した現金又はレベル1資産がデリバティブ取引等に係る契約において定められている通貨と同一であること。</p> <p>四 「略」</p>
	<p>(デリバティブ資産の額)</p> <p>第八十七条 第八十五条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）を合計した額（以下この条において「合計額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等にあつては、同項第二号に掲げるデリバティブ資産の額を、当該合計額からデリバティブ取引等に関連して現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とすることができる。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 変動証拠金として受領した現金又はレベル1資産がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。</p> <p>四 「同上」</p>

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 次に掲げる最終指定親会社については、なお従前の例による。

一 令和六年三月三十日までの間における連結自己資本規制比率の算出を行う最終指定親会社

二 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令

和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により連結自己資本規制比

率の算出を行う最終指定親会社